

○ 指定金融機関の名称及び位置

平成14年12月 1 日

告 示 第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条第2項に規定する指定金融機関について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定に基づき、その名称及び位置を次のとおり定める。

指定金融機関の名称	株式会社高知銀行	県庁支店
位	置	高知市